

名古屋市は、医療的ケアの必要なお子さん（以下、「医療的ケア児」という。）の保育を保育所等にて実施するにあたり、次のことを定めています。

1. 保育所等での医療的ケアとは

保育所等は保育を提供する場であることから、医療的ケア児がクラスの中の一人として、生活できるよう、医療的ケア及び保育を行っていきます。

2. 受入れの要件

- (1) 名古屋市の定めた保育の必要な事由に該当すること
- (2) 主治医が集団保育可能であると判断し、保育所等への登園を許可していること
- (3) 病状や健康状態が安定していること
- (4) 日常的に自宅で行っている医療的ケアが確立していること

※必要な医療的ケア及び医療的ケア児の状態等に応じ、安全に医療的ケアが実施できる保育所等にて受入れを行います。

3. 対応できる医療的ケアの内容

- (1) 経管栄養、(2) 導尿、(3) たん吸引、(4) 酸素吸入、(5) ネブライザー吸入
- (6) インシュリン注射(血糖測定を含む)、(7) その他市長が認めたもの

緊急時を除き、医師の指示により定められた範囲で上記の医療的ケアを行います。

4. 対象年齢 3歳児クラス以上を基本とします。

ただし、就労等、保育の必要性がある医療的ケア児については、医療的ケア児の状況と施設の状況に応じて受入れを行います。

5. 受け入れ時期 4月1日入所を基本とします。

6. 医療的ケアが可能な日及び時間

医療的ケアを提供できる日時は、各施設の職員体制や、必要な医療的ケア及び医療的ケア児の状態等に応じて、個別に調整します。

7. 医療的ケアの対応者

保育中の医療的ケアは基本的に看護師等が行うものとします。

8. 保護者のご理解、ご協力

医療的ケア児が適切な医療的ケアを受け、安全に保育所等で過ごすには、保護者のご理解とご協力が不可欠です。保育所等の集団生活の中で提供ができる医療的ケアと、医療機関及び療育機関において提供されている医療的ケアは必ずしも一致しません。入所後も当日の子どもの健康状態や実施体制によっては医療的ケアを実施できないことがあります。また状況に応じて保育活動に保護者の付き添いをお願いすることがあります。

保育所等で医療的ケアを実施するためには医師の指示書が必要です。指示書を記載してもらうにあたり文書料が発生する場合は自己負担となりますのでご了承ください。また保育所等で医療的ケアを実施する前に、担当看護師等と主治医との面談（手技研修を含む）に立ち会う必要があります。また、医療的ケア児の状況によっては、ご提出いただいた資料について、医療機関等に内容の照会をすることがあります。

なお、利用決定においては、医師の意見書兼指示書の提出を持って利用決定されるものではなく、名古屋市医療的ケア児保育支援検討会の意見聴取を経て、その意見等を参考として決定します。

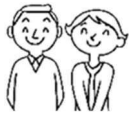
医療器具等の物品準備、医療ゴミのご家庭での廃棄など、様々な場面をお願いすることがあります。ご理解、ご協力をお願いいたします。

上記について同意し、保育所等の利用申し込みをします。

年 月 日 保護者署名 _____

医療的ケア児の入所までの手続きについて

1. 保育利用相談（10月頃まで）



保護者

- ① 各区役所民生子ども課へ保育所等の利用相談をします
- ② 本文書（様式1）、「保育所等見学カード（様式2）」を保護者が受け取り、記入します
- ③ 保育利用申し込みの手続き等の説明や、看護師等の配置についての情報提供を受けます。「主治医意見書兼指示書（様式3）」の記載を利用申し込みまでに、主治医に依頼します
※書類は名古屋市ホームページからも取り出せます



区役所

2. 見学（10月頃まで）



保護者

- ① 希望する保育所等に、保護者が見学を申し込みします
- ② 「保育所等見学カード（様式2）」を各施設へ持参し、見学をします



保育所等

3. 利用申し込み（11月上旬まで）



保護者

入所関係書類と併せて、署名した本文書と「保育所等見学カード（様式2）」「主治医意見書兼指示書（様式3）」を提出します



区役所

4. 利用調整（11月中旬～1月）



保護者

関係機関での利用調整

保育所等での面接・保育体験をします

名古屋市医療的ケア児保育支援検討会開催



保育所等

5. 利用決定～保育所等における医療的ケアの開始まで（2月～4月）



保護者

- ① 保育所で重要事項の説明を受け、「医療的ケア実施に係る事前事項説明書兼同意書（様式5）」を記入します
- ② 医療的ケア実施前の主治医面談のため、医療機関・保育所と日程調整を行います



保育所等

新入园児健康診断の参加（3月）

医療的ケア実施までの予定（4月～）

- ① 主治医面談の実施・・・担当看護師等は主治医と面談（必要時は手技研修含む）を行います
- ② 主治医面談終了後「個別の医療的ケア実施手順書（様式6）」を作成します